

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○県統計調査の実施	(統計分析課)	1
○保安林の指定予定の通知 (4件)	(治山林道課)	1
公 告		
○毒物劇物取扱者試験の実施	(医事業務課)	2
○令和2年度登録販売者試験の実施	(〃)	2
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可	(〃)	3

告 示

高知県告示第463号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
県産材利用推進に向けた行動計画における目標値に対する実績調査
- 調査の目的
県産材の利用推進のために設定した県有施設の木造化率等の目標値に対する実績を調査し、その達成率を明らかにするための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
団体
 - 属性
県内の市町村及び建物の整備において県の補助事業を実施した民間事業者
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 県の補助事業で実施し、工事が完了した建築施設の実績
 - 市町村が発注した土木工事における木材利用の実績
 - その基準となる期間
毎年4月1日から翌年3月31日まで

5 報告を求める者

- 数
県内市町村及び民間事業者約30団体並びに34市町村
- 選定方法
建物の整備において県の補助事業を実施した県内市町村及び民間事業者のリストからの有意抽出並びに県内の市町村の全数

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
- 調査方法
郵送又は電子メールによる調査

7 報告を求める期間

毎年6月1日から7月31日まで（令和2年にあつては、令和2年6月16日から同年7月31日まで）

高知県告示第464号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡樺原町中の川163の1
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
中の川163の1（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樺原町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- ### 高知県告示第465号
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町相去字栗ノ木山596の1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第466号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町橋浦字フゝヒラ198の1（次の図に示す部分に限る。）、字中轟山490の1、字下轟山493の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字フゝヒラ198の1、字中轟山490の1、字下轟山493の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第467号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町春遠字カマクラ山1184の1、1556の2、1556の5、1556の6、字家ノ谷1583の34から1583の36まで、1583の43、字シヨジ山1585の1から1585の3まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農薬用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物	令和2年8月25日(火)午後1時30分から午後3時まで	高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール	令和2年7月6日(月)から同月17日(金)まで (日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律

及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法		(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までを除く。)の間に受け付ける(郵送による場合は、令和2年7月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(実地試験は、記述式の方法による。)	令和2年8月25日(火)午後3時30分から午後4時まで	

2 提出書類

- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(発行の日から6月以内のものに限る。)。ただし、日本国籍を有しない者については、国籍が記載された住民票の写し(発行の日から6月以内のものに限る。)
- (3) 写真(出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。)
- 3 受験手数料
10,500円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)
- 4 願書の提出先
高知市丸ノ内一丁目2-20(郵便番号780-8570)
高知県健康政策部医事薬務課
- 5 その他
詳細については、高知県健康政策部医事薬務課(電話番号088-823-9682)に問い合わせること。
なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、令和2年度登録販売者試験(以下「試験」という。)を次のとおり行う。

令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和2年10月22日(木)午前10時30分から午後3時40分まで
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知県教育会館高知城ホール(受験者が多数の場合は、試験の場所を変更し、又は追加することがある。)
- 3 試験手数料
15,000円(高知県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。)
- 4 受験申請書の提出期間
令和2年7月13日(月)から同月28日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和2年7月28日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験申請書の提出先
県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知県健康政策部医事薬務課
- 6 合格者の発表
令和2年12月3日(木)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、合否を通知する。
また、高知県健康政策部医事薬務課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部医事薬務課(電話番号088-823-9682)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、稲生土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住所
(退任)		
理事	松岡 正利	南国市稲生3090番地の2
〃	傍士 瑞穂	〃 〃 2449番地の1
〃	前田 汎章	〃 〃 1895番1地
〃	馬詰 太	〃 〃 113番地の1
〃	橋詰 昌明	〃 〃 275番地の5

〃	福重 明男	〃	〃	882番地
〃	戸梶 幸長	〃	〃	3037番地
〃	松岡美津恵	〃	〃	2192番地
〃	井上 文夫	〃	〃	2027番地の4
〃	久万 薫	〃	〃	602番地
〃	井上 幹夫	〃	〃	522番地の6
〃	浜田 孝彦	〃	〃	744番地
〃	前田 康雄	〃	〃	638番地の2
〃	濱田兵志朗	〃	〃	1882番地
監事	松岡 清	〃	〃	2193番地
〃	中澤 清明	〃	〃	1931番地
(就任)				
理事	松岡 正利	南国市稲生3090番地の2		
〃	傍士 瑞穂	〃	〃	2449番地の1
〃	前田 汎章	〃	〃	1895番1地
〃	前田 守	〃	〃	200番地
〃	橋詰 昌明	〃	〃	275番地の5
〃	福重 明男	〃	〃	882番地
〃	戸梶 智之	〃	〃	2624番地1
〃	松岡 史江	〃	〃	2198番地
〃	井上 文夫	〃	〃	2027番地の4
〃	橋本 博之	〃	〃	572番地2
〃	井上 幹夫	〃	〃	522番地の6
〃	浜田 孝彦	〃	〃	744番地
〃	前田 康雄	〃	〃	638番地の2
〃	濱田兵志朗	〃	〃	1882番地
監事	松岡 清	〃	〃	2193番地
〃	中澤 清明	〃	〃	1931番地
〃	前田 学浩	〃	〃	606番地1

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、稲生土地改良区の定款の変更を令和2年6月4日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年6月16日

高知県知事 濱田 省司